

2 道路交通振動調査

1 調査目的

道路交通振動の要請限度の超過状況を把握するため、県内の主要道路において振動の調査を行った。

2 調査内容

(1) 調査期間

2018年5月から2019年3月まで

(2) 調査機関及び調査地点数

愛知県及び11市が、58地点で調査を行った。

調査機関	調査地点数
愛知県	10
豊橋市	4
岡崎市	14
一宮市	8
碧南市	4
刈谷市	3
豊田市	3
安城市	2
西尾市	3
東海市	3
知立市	2
岩倉市	2
合 計	58

(注) 愛知県は、7町（東郷町、豊山町、扶桑町、大治町、蟹江町、阿久比町及び武豊町）内で調査を行った。

(3) 調査方法

「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考に定めるところによる。

3 調査結果

58地点（18市町）で調査を行った結果、2017年度に引き続き、昼間・夜間いずれの時間帯においても要請限度を下回った（2017年度の調査地点は52地点）。

参 考

道路交通振動に係る要請限度

振動規制法第16条第1項に基づくもので、道路交通振動により道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市町村長が道路管理者に対して舗装、修繕等の措置をとるよう要請し、又は県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準。

区域区分		要請限度 (L ₁₀)	
1	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	昼間	65dB
		夜間	60dB
2	都市計画区域で用途地域の定められていない地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	昼間	70dB
		夜間	65dB

(注) 1 L₁₀とは、振動レベル測定値を数値の大きさの順に並べ、両端の10%をそれぞれ除いた80%レンジの上端値を示す。

2 時間の区分について、「昼間」は7時から20時までの間、「夜間」は20時から翌朝7時までの間。